

公告

別府やまなみ支援学校給食調理業務について、以下のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和8年9月18日

大分県知事 佐藤 樹一郎

記

1 業務名 別府やまなみ支援学校給食調理業務

2 業務概要 別府やまなみ支援学校給食調理業務

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、本業務の遂行に必要な能力を有し、次の各号に掲げる要件を全て満たすものを対象とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に紹介する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）ではないこと。
- (3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営および経営に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) この公告の日から審査結果の通知日までの間に大分県からの受注業務に関し、指名停止を受けている者ではないこと。

- (5) 法人税、法人事業税、消費税、全ての都道府県税を滞納していない者であること。
- (6) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）に規定する入札参加資格を取得している者であること。
- (7) 学校給食業務又は集団給食業務に実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。なお、実績は過去2年に2箇所以上とする。
- (8) 文部科学省が定めた「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた調理業務を自社において確立し、現に、これに基づき調理業務を行っていること。
- (9) 従業員に対して食品の安全衛生に関する教育を計画的に実施していること。
- (10) 学校の要望に応じた給食の取組実績があること

4 公募型プロポーザル募集要項等を示す日時

大分県ホームページにおいて下記のとおりとする。

(1) 日 時

令和8年9月18日（金）から10月16日（金）まで

(2) 問合せ先

大分県教育庁体育保健課 学校保健・食育班

担当 永松（ながまつ）

電話 097-506-5636

FAX 097-506-1866

5 その他

- (1) 詳細は、別府やまなみ支援学校給食調理業務企画案募集要項によるものとする。
- (2) 本業務委託は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（賃金スライド条項）を適用する契約である。